

県立特別支援学校編成整備計画について

令和3年5月19日県立学校事務長研修会 教育庁総務課

1 はじめに

本県では、これまで、第1期～第4期にわたる「県立特別支援学校編成整備計画」を策定し、学校の設置、統廃合、学校規模に応じた運営体制の見直し等により、特別支援学校教育の機会均等や教育水準の維持向上を図ってきた。

また、現（第5期）編成整備計画については、令和3年度をもって終了することから、次期（第6期）県立特別支援学校編成整備計画の策定が必要となっている。

第6期計画は、第5期（H24～R3）編成整備計画の総括を行い、国の教育に関する動向や本県の「21世紀ビジョン」及び沖縄県教育振興基本計画等を踏まえ、地域・保護者・幼児児童生徒のニーズを基に関係校及び団体等との意見交換、懇話会やパブリックコメントを実施してきた。令和4年3月を目処に策定していく。

2 編成整備計画に係る特支校の現状及び課題

- (1) 幼児児童生徒数の増減による過大規模校化、過小規模校化の解消
- (2) 学校規模の適正化（過大規模化による教室不足等）
- (3) 多様化する幼児児童生徒への対応（障害種による教育環境の整理、指導の専門性）

＜特支校児童生徒数の推移＞ ※高等支援学校は除く。

学校名（障害種）	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
沖盲（視）	71	64	65	64	65	56	54	64	54	44	42
沖ろう（聴）	78	59	57	57	53	52	49	48	44	34	36
名護（視・聴・知・肢・病）	119	120	135	132	126	118	121	132	145	151	162
美咲（知）	348	365	371	311	313	325	352	357	365	375	382
はなさき（知）	-	-	-	88	100	118	139	143	134	152	169
大平（知）※分教室含む	310	294	296	288	276	278	286	306	314	341	338
島尻（知・肢）	183	215	246	286	297	328	302	315	335	345	356
西崎（知）	164	164	173	168	179	179	189	191	187	194	208
宮古（視・聴・知・肢・病）	71	66	64	68	66	70	68	68	66	67	76
八重山（視・聴・知・肢・病）	57	67	70	71	72	77	70	69	58	63	67
桜野（肢・病）	26	27	28	28	29	30	31	29	24	24	24
泡瀬（肢）	160	158	154	140	140	134	128	122	109	96	103
鏡が丘（肢・病）	150	145	150	147	146	136	138	133	136	131	135
鏡が丘浦添分校（肢）	2	3	5	5	7	9	9	9	7	8	9
那覇特（肢）	50	52	53	58	52	53	49	49	47	50	48
森川（病）	29	29	24	35	49	49	54	59	38	30	48

※各年度数値は5月1日時点、R3年度は令和3年3月時点（学校人事課）

3 今期（第5期）編成整備計画の実施状況等（直近）

- (1) 馬天小学校島尻特別支援学校分教室設置（H27）
※分教室希望の在籍児童が見込めない事から、令和3年度休室
- (2) 県立はなさき支援学校が開校（R3.4）※令和3年4月12日（予定）開校式を実施
- (3) 那覇みらい支援学校設置推進（R4.4開校目標）※開校準備室開室（R3.4）→県立課付け
- (4) 美咲特支、はなさき支援過密化の改善取組 ※学校及び関係課との連携及び調整等（継続）

4 次期（第6期）編成整備計画策定について

【第1章 特別支援学校編成整備計画の基本方向】

- I 計画策定の基本的考え方
- II 県立特別支援学校の現状及び課題
- III 計画における目標の設定（目標設定）
 - 1、学校規模の適正化を図る。2、軽度知的障害高等部生徒の教育環境の充実を図る。
 - 3、各地域における障害種毎の教育環境の整理をする。4、交流及び共同学習を推進する。

【第2章 特別支援学校編成整備計画の実施計画】

・基本方向を踏まえて、具体的な取組計画を検討、作成していく。

- I 特別支援学校の適正規模化
- II 軽度知的障害高等部生徒の教育の場の拡充
- III 学校運営体制の見直し（障害種毎の教育環境の整理）
- IV 中部地区における新たな特別支援学校の設置
- V 小中高等学校への分校・分教室の設置

5 次期（第6期）編成整備計画の策定に向けた今後の取組

- (1) 庁内検討会、教育施策推進委員会等の実施、実施計画（案）の検討（～R3.6）
- (2) 有識者等による「編成整備に関する懇話会」開催（～R3.8）
- (3) 地区協議会や学校等との意見交換、県民及び関係団体等への意見照会（～R3.9）
- (4) 庁内検討会、教育施策推進委員会等の実施、実施計画（案）の検討（～R4.1）
- (5) 教育委員会会議に提案（～R4.2）、編成整備計画策定（～R4.3）